

船舶事故調査報告書

令和元年5月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年11月3日 15時00分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市明 ^{みょうじょう} 星ノ鼻南南西方沖 針尾港北防波堤灯台から真方位191°510m付近 （概位 北緯33°02.9′ 東経129°46.0′）
事故の概要	プレジャーボート福栄丸 ^{ふくえい} は、東南東進中、また、プレジャーボートさやか号は、漂泊中、両船が衝突した。 福栄丸は、プロペラシャフトの曲損等を生じ、さやか号は、前部甲板の破損等を生じた。
事故調査の経過	平成30年11月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート 福栄丸、3.3トン NS3-506089（漁船登録番号）、個人所有 9.55m(Lr)×2.45m×0.83m、FRP ディーゼル機関、169.17kW、平成9年9月5日 第292-42452号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート さやか号、5トン未満 292-26271長崎、個人所有 4.43m(Lr)×1.92m×0.81m、FRP ガソリン機関、22.10kW、昭和60年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年12月2日 免許証交付日 平成29年9月28日 （令和5年2月18日まで有効） B 船長B 男性 63歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年1月24日 免許証交付日 平成29年2月28日 （令和4年2月27日まで有効）
死傷者等	なし

<p>損傷</p>	<p>A プロペラシャフト及びプロペラ翼に曲損、左舷船首部外板に擦過傷 B 前部甲板に亀裂を伴う破損、右舷及び左舷船首部外板に亀裂</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、船長の家族（以下「同乗者」という。）を乗せ、釣りの目的で、平成30年11月3日06時10分ごろ長崎県西海市片島周辺の釣り場に向けて長崎県川棚町の船だまりを出発した。</p> <p>A 船は、08時00分ごろ釣り場に到着して釣りをを行い、その後釣り場を転々と移動して14時00分ごろ帰途につき、船長Aが、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛け、約37～38km/hの対地速力で、手動操舵により針尾瀬戸南口付近の西海橋を通過し、南東進した。</p> <p>船長Aは、西海市魚釣埼北北西方沖を通過する頃、右舷船首方に2隻の船を視認した以外に船舶を見掛けなかったため、明星ノ鼻南南西方沖に他船はいないと思った。</p> <p>船長Aは、魚釣埼東方沖で川棚町大埼に向けて左転し、依然、船首方となった明星ノ鼻南南西方沖に他船はいないと思い、腰を掛けたまま身体を曲げて操舵室左舷側の船室出入口の床付近を片付けながら同鼻南南西方沖を東南東進していたところ、15時00分ごろ衝撃を感じた。</p> <p>船長Aは、主機を中立運転として船尾方を確認したところ、B船と衝突したことを知り、海面に浮いていた船長BをA船に引き上げた後、118番通報を行った。</p> <p>A 船は、B 船を横抱きにしてえい航していたところB船の浸水が激しくなったので、A船の水中ポンプで排水しながらA船の係留場所にえい航した。</p> <p>B 船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目的で、06時30分ごろ西海市宮浦港北北東方沖の釣り場に向けて長崎県東彼杵町彼杵港を出港した。</p> <p>B 船は、06時50分ごろ釣り場に到着した後、船外機を停止して漂泊し、船長Bが、釣りを始めたものの、釣果がなかったため、釣り場を転々と移動しては釣りを行った。</p> <p>B 船は、明星ノ鼻南南西方沖で船首を南南西方に向けて漂泊して釣りを行っていたところ、船長Bが、針尾瀬戸南口付近をB船に向かって接近するA船を認めたが、A船がB船を避けてくれると思い、一旦A船から目を離し、再度A船を見たところ右舷至近に迫っていたので、海に飛びむと同時に、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、海面に浮いていたところをA船に引き上げられ、船長Aに118番通報を依頼した後、船長Aの携帯電話を借りて船長Bの家</p>

	<p>族に本事故の発生を連絡した。</p> <p>B船は、A船に横抱きにされてA船の係留場所にえい航された。 (付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Bは、これまで、漂流中のB船に向かって接近する他船がB船を避けていたので、本事故当時もA船がB船を避けてくれると思い、A船から目を離した。</p> <p>船長Bは、再度A船を見た際、A船の操縦席に人影が見えなかった。</p> <p>船長Bは、自動膨張式的首掛け型救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、A船のプロペラシャフト等にB船の船首部物入れの上に置いたかごに収納していたパラシュート型シーアンカーが巻き付いており、また、B船の左舷船首部にA船の船底塗料が付着して外板に亀裂が生じていたので、A船がB船を乗り越えたのだろうと本事故後に思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、明星ノ鼻南南西方沖において、東南東進中、船長Aが、船首方に他船はいないと思い、操縦席に腰を掛けたまま身体を曲げて船室出入口の床付近を片付けながら航行を続けたことから、漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、明星ノ鼻南南西方沖において漂流中、船長Bが、A船がB船に向かって接近していることを認めた際、航行中のA船が漂流中のB船を避けてくれると思い、漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、明星ノ鼻南南西方沖において、A船が東南東進中、B船が漂流中、船長Aが、船首方に他船はいないと思い、操縦席に腰を掛けたまま身体を曲げて船室出入口の床付近を片付けながら航行を続け、また、船長Bが、A船がB船に向かって接近していることを認めた際、航行中のA船が漂流中のB船を避けてくれると思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、見張りに集中し、周囲の状況を絶えず確認すること。 ・漂流中、他船が自船に向かって接近していることを認めた際は、他船が避けてくれると思い込まず、余裕がある時機に機関を用いて移動するなど、衝突を避けるための措置を講じること。

付図1 事故発生経過概略図

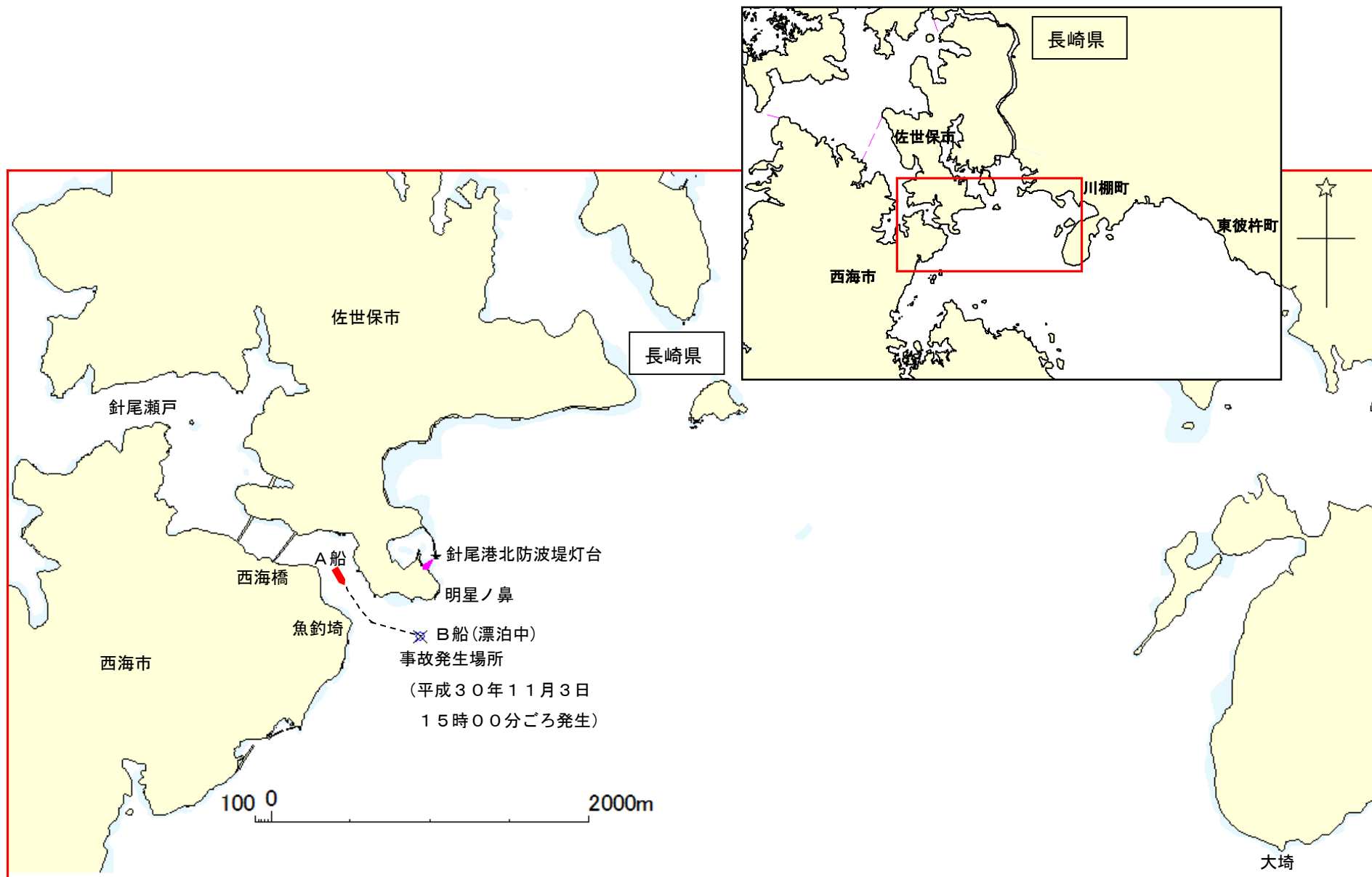


写真1 A船



写真2 B船

